

《商事法研究会報告(第7回)》

取締役の法令遵守義務および体制整備に関する監視義務違反について

井上 貴也

平成二五年五月八日広島地裁民事第三部判決、平成二三年(ワ)第一三七一号損害賠償請求事件(第一事件)、平成二三年(ワ)第一七八七号損害賠償請求事件(第二事件)、平成二三年(ワ)第一九六二号損害賠償請求事件(第三事件)、平成二三年(ワ)第二一八二号損害賠償請求事件(第四事件)、平成二四年(ワ)第五四二号損害賠償請求事件(第五事件)、第一事件と第五事件各請求棄却【控訴】

1、事案の概要

X(原告)らは、武富士との間で金銭消費貸借取引を継続してきた者および相続人であり、Y(被告)は、武富士の代表取締役であった者である。武富士は、平成二二年九月に会社更生手続を申し立て、同年一〇月三十一日に会社更生手続開始決定がされた。

本件は、Xらが、Yらに対し、利息制限法違反となるような利息請求を継続し、金銭消費貸借取引に基づいて発生する過払金の額を増大させたことは、会社法四二九条(役員等の

第三者に対する損害賠償責任)の悪意・重過失による職務執行に当たると主張した。

Xらは、責任原因(会社法四二九条一項の要件該当性)として、①Yらの利息制限法を遵守させる任務の懈怠、②みなし弁済が成立する体制整備に関する監視義務の懈怠、③法律的・事実的根拠を欠く請求を顧客に対し行わないようにする社内体制整備に関する監視義務の懈怠を主張し、Yらはこれを争った。

- ・平成一六年四月 法律的・事実的根拠を欠いていたにもかかわらずYらはこれを改めず、顧客から制限利息を超える利率を受領

←

- ・平成二二年九月二十八日 会社更生手続申立て
- ・平成二三年一〇月三十一日 会社更生手続開始決定

2、判旨

(1) 利息制限法を遵守させる任務の懈怠を理由とする責任取締役は会社に法令を遵守させることが任務に含まれるところ、貸金業を営む武富士の取締役であったYらは利息制限法および貸金業法を武富士に遵守させることが任務の内容であった。そして、Yらが取締役であった平成一六年四月の時点で、武富士の顧客に対する制限超過部分の請求の中にみな

し弁済が成立せず、貸金業法・利息制限法に違反する状態のものであった。しかし、その時点で、過払金返還請求をしていない顧客に利息制限法所定の制限利率を適用するための引き直し計算を行うには、法律上・事実上の様々な問題があり、著しい困難があったから、Yらに引き直し計算を行うべき法的義務は認められず、利息制限法を遵守させる任務を懈怠したとはいえない。

(2) みなし弁済が成立する体制整備に関する監視義務の懈怠を理由とする責任

Yらには引き直し計算を行うべき法的義務は認められないから、これを前提とする貸付額の再計算措置をとるべき任務があったとはいえない。顧客から受け取る利息を利息制限法所定の制限利率に変更することも引き直し計算を行うことが必要であり、その他みなし弁済が成立する体制を構築・整備するためには、引き直し計算が必要である以上、それがYらの任務になっていたとはいえない。

(3) 顧客に対して法律的・事実的根拠を欠く請求を行わないような社内体制整備に関する監視義務の懈怠を理由とする責任

武富士が、顧客の中にみなし弁済が成立しない者が含まれていることを認識していたとしても、貸付元本が残っている

限り、制限超過部分は貸付元本に充当されるから、上記の認識だけで、制限超過部分の請求がその総額において、法律的・事実的根拠を欠くことにはならない。

法律的・事実的根拠を欠く請求か否かは、引き直し計算をしなければ判明しないところ、当時、武富士が引き直し計算をしていた事情は認められず、Yらがそうした認識を形成する余地はないから、法律的・事実的根拠を欠く請求を行わないような体制を整備すべき義務を負っていたとはいえない。また、引き直し計算を行うべき法的義務は認められないから、これを内容とする体制構築義務も存在しない。

3、本判決の意義

本判決は、利息制限法違反の利息請求を継続した貸金業を営む会社の取締役における法令遵守義務および体制整備に関する監視義務違反の有無について、消極に解したケースであり、事例判決としての意義が認められる。

本件は、経営破綻した消費者金融大手「武富士」から過払い金が返還されなかったとして、広島市などに住む約一五〇名が元社長ら三名人に、計約二億一千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決である^①。原告側弁護団によると、「武富士の責任を追及する全国会議」として、二〇一二年一月までに、

四〇都道府県の約二七〇〇人が計六三億円の損害賠償を求め、全国一八地裁・支部で同様の訴訟を起こしており、一連

の訴訟では初の判決となった。^③

争点は、①Yらの利息制限法を遵守させる任務の懈怠を理由とする責任の有無、⑦みなし弁済が成立する体制整備に関する監視義務の懈怠を理由とする責任の有無、③法律的・事実的根拠を欠く請求を顧客に対し行わないような社内体制整備に関する監視義務の懈怠を理由とする責任の有無等であり、利息制限法違反の利息請求を継続した貸金業を営む会社の取締役における法令遵守義務および体制整備に関する監視義務違反の有無が、争われた事案である。

①の利息制限法を遵守させる任務の懈怠は、取締役の善管注意義務違反の有無をいうものであり、②・③は、取締役の監視義務違反を問うものである。

①利息制限法を遵守させる任務の懈怠について

まず、裁判所は、「株式会社の取締役の任務には、会社に法令を遵守させることが当然含まれるものであり、利息制限法及び貸金業法は、貸金業を営む会社を名宛人として、会社がその業務を行うに際して遵守すべき規範を定めているから、その遵守は当然に貸金業を営む武富士の取締役であった被告らの任務の内容であったといえることができる」と判示し、貸金業を行う取締役の任務を明示した。

本件は、会社法四二九条（旧商法二六六条ノ三）の規定にいう取締役の対第三者責任に関するものである。第三者に対

する損害賠償責任を発生させる取締役・執行役の行為には、取締役・執行役の職務と無関係な行為は含まれないことは明らかであるが、会社法四二九条一項は、「職務を行うについて」とするのみで、その具体的内容を定めていない。この点、取締役・執行役の善管注意義務（会社法三三〇条、旧商法二五四条三項、民法六四四条）と忠実義務（会社法三五五条、旧二五四条ノ三）を前提とし、悪意又は重大な過失により同義務に違反した場合、任務懈怠行為として、商法二六六条ノ三第一項（会社法四二九条一項）による責任の対象される。この任務懈怠行為は会社に対するものであると解されている。^⑤

取締役の第三者責任に関する直接損害型の任務懈怠の裁判例としては、会社の資金繰りが悪化した時期に、返済見込みのない金銭借入れ、代金支払見込みのない商品購入等、決済見込みのない手形振出し等を行ったことにより、契約相手方である第三者が損害を被る場合があげられる。^⑥その他、他人物売買による商品引渡義務の不履行の事例、^⑦債務不履行による解除がなされた場合の手付金倍額及び中間金相当額返還義務不履行の事例^⑧等が代表例であり、直接の法令違反というよりは、取締役の負っている善管注意義務との関係で任務懈怠を論じられたケースが数多く見受けられるところである。

取締役がその業務を遂行するにあたり自ら各種法令を遵守する義務を負うことは当然のことと考えられている。^⑨会社法においても「取締役は、法令…を遵守し、株式会社のため忠

実にその職務を行わなければならない」と法文上定められている。この取締役の法令遵守義務がすべての法令に及ぶと考えることについては、主に、商法二六六条一項五号にいう「法令」の範囲をめぐって議論されてきた。すなわち、取締役がその職務を遂行するにあたり遵守すべき「法令」にはあらゆる法令が含まれるか、⁽¹⁰⁾会社や株主の利益保護のために設けられた規定および当該会社の取締役にとって公序と考えられる規定に限定されると解するべきか、という問題である。この点については、法令遵守義務は注意義務の一内容として理解するべきであり、特に「法令」の範囲を限定せず、当該法令への違反が取締役としての注意義務に違反すると考えられる場合に取締役の会社に対する損害賠償責任を認めるべきとの見解も示されている。⁽¹¹⁾

取締役の第三者に対する責任に関しては、取締役の任務懈怠の射程距離を膨張させないために、法令遵守義務は、あくまで「会社のため」、すなわち、会社の利益のために、または会社に損害を与えないために負う義務として解するべきであるとの見解が示されている。このような立場によれば、取締役の第三者に対する責任との関係でも、取締役の「任務懈怠」の有無について判断するにあたっては、当該法令違反行為により会社の利益が害され、会社に損害を与えたかがその判断基準となるであろう。⁽¹²⁾

取締役の違法行為に対する「認識」については、昭和四四

年判決に鑑み、取締役に對して、法令違反による第三者への加害行為に對する故意または過失とは別に、当該法令違反行為が会社に對する任務懈怠となることへの故意または過失を要するとの見解が示されている。⁽¹³⁾

本判決は、利息制限法・貸金業法を遵守するためには、平成一六年四月の時点で、過払金返還請求をしていない顧客に利息制限法所定の制限利率を適用するための引き直し計算を行うことが必要であったが、引き直し計算を行うには、法律上・事実上の様々な問題があり、著しい困難があったとして、Yらに引き直し計算を行うべき法的義務はなく、法令遵守義務違反もないと評価した。

相当程度の規模をもつ会社における取締役の対第三者責任において、法令遵守をその職務として位置付けた点は評価できらる。

取締役の善管注意義務違反は規範的評価である。⁽¹⁴⁾引き直し計算を行うべき法的義務の存否は、体制構築・整備に関する監視義務にも影響を及ぼす。

②みなし弁済が成立する体制整備に関する監視義務の懈怠を理由とする責任、および

③法律的・事実的根拠を欠く請求を顧客に對し行わないような社内内の体制整備に関する監視義務の懈怠を理由とする責任について

Xらは、一種の内部統制システムの整備に関する主張を展開したが、本判決は、取締役の体制構築・整備に関する監視義務もないとの判断を示している。

取締役の対第三者責任が問題とされた事例は、従来、規模な会社の事案に多くみられたが、最近では大規模な有名企業が当事者となるケースも見受けられるところである。本判決は、東京証券取引所に上場していた株式会社Aの取締役の監視・監督義務が問われた事案である。

会社法では、大会社を中心として、一定の場合に管理体制構築義務を明文で定められている。このようなシステム構築により、取締役の監視義務の範囲は限定されるのか、ひいては第三者責任の範囲が限定されるのが課題となる。

監視・監督義務の内容を客観的・分析的に判断する上では、対第三者責任に関する事例についても、対会社責任の監視監督義務のアプローチと同様に考えてもよいと解する。

分離保管義務違反等により行政処分を受け破綻した商品先物取引会社の行った商品先物取引について違法が認められ当該会社が損害賠償義務を負う場合の改正前商法二六六条ノ三に基づく代表取締役ないし取締役の責任の有無を問われた事案について¹⁸⁾、東京地方裁判所は、「証券市場において上場されている公開会社等、ある程度の規模の会社においては、会社の業務活動が広範囲にわたり、取締役の担当業務も専門化されていることから、取締役が、自己の担当以外の分野にお

いて、代表取締役や当該担当取締役の個別具体的な職務執行の状況について監視を及ぼすことは事実上不可能であり、違法な職務執行が行われていたことのみをもって、各取締役に監視義務違反があったことは、いわば結果責任を強いものである。本来の委任契約の債務内容にも反するものであつて相当ではない。そこで、このような取締役の監視義務の履行を有効ならしめ、かつ、その範囲を適正化する観点から、個々の取締役の職務執行を監督すべき取締役会が、個々の取締役の違法な職務執行をチェックしこれを是正する基本的な体制を構築すべき職責を有しており、これを前提に、会社の業務執行に関する全般的な監督権限を有する代表取締役と当該業務執行を担当する取締役が、その職務として、内部管理体制を構築し、かつ、そのような管理体制に基づき、個々の取締役の違法な職務執行を監督監視すべき一次的な職責を担っていると解すべきであり、その他の取締役に

ついては、取締役会において上程された事項ないし別途知り得た事項に限って、監督監視すべき義務を負うと解すべきである。そして、代表取締役については、原則として、その職務は会社の業務執行全般に及ぶと解するのが相当であるところ、業務や権限について、特定範囲に限定されていたと認められるような場合を除いて、当該代表取締役は、会社業務全般について監督監視すべき義務を負い、その場合には、全く関知し得ない状態において行われたなどの特段の事情のない限り、

任務懈怠について、故意又は重過失を免れないというべきである」と判示した。

東京地裁は、会社の業務執行に関する全般的な監督権限を有する代表取締役については監視監督業務を肯定したが、担当業務が営業部であったことを理由に任務懈怠責任が否定している。この点については、大規模な会社の代表取締役に、小規模会社におけると同じように、人的な属性を考慮していることに問題があるとする見解もある。

対会社責任に関する内部統制システムの整備に関する裁判例としては、「株式会社Aの従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上げを計上したため有価証券報告書に不実の記載がされ、株主が損害を被ったことにつき、会社の代表者に従業員らによる架空売上げの計上を防止するためのリスク管理体制構築義務違反の過失がないとされた事例」がある。⁽²⁰⁾

最高裁は、「株式会社Bの従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上げを計上したため有価証券報告書に不実の記載がされ、その後同事実が公表されて当該会社の株価が下落し、公表前に株式を取得した株主が損害を被ったことにつき、次の(1)～(3)などの判示の事情の下では、当該会社の代表者に、従業員らによる架空売上げの計上を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるとはいえない。(1) 当該会社は、営業部の所属する事業部門と財務部門を分離し、売上げについては、事業部内の営

業部とは別の部署における注文書、検収書の確認等を経て財務部に報告される体制を整えるとともに、監査法人および当該会社の財務部がそれぞれ定期的に取引先から売掛金残高確認書の返送を受ける方法で売掛金残高を確認することとするなど、通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていた。(2) 上記架空売上げの計上に係る不正行為は、事業部の部長が部下である営業担当数名と共謀して、取引先の偽造印を用いて注文書等を偽造し、これらを確認する担当者が欺いて財務部に架空の売上報告をさせた上、上記営業担当者が言葉巧みに取引先の担当者をおかして、監査法人等が取引先あてに郵送した売掛金残高確認書の用紙を未開封のまま回収し、これを偽造して監査法人等に送付するという、通常容易に想定し難い方法によるものであった。(3) 財務部が売掛金債権の回収遅延につき上記事業部の部長らから受けていた説明は合理的なもので、監査法人も当該会社の財務諸表につき適正意見を表明していた」というものである。この判例は、株式会社の従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上げを計上したため有価証券報告書に不実の記載がされたというもので、違法性の度合いは大きい。通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていたこと、本件以前と同様の手法による不正行為が行われたことがあったなど本件不正行為の発生を予見すべき特別の事情が見当たらないこ

とから、システム構築義務違反がないとしたものである。⁽²¹⁾

本判決は、一般的な取締役の体制整備義務の存否については判示していない。しかし体制構築義務を否定するものではないと解せられる。

本判決では、Xらの主張する法律的・事実に根拠を欠く請求を行わないような社内での体制構築・整備に関する監視義務は、法律的・事実に根拠を欠く請求可否かは、引き直し計算をしなければ判明しないところ、本件では、引き直し計算を行うべき法的義務がないことから、それを前提とする監視・監督義務違反は発生しないと結論づけている。

本事案は、原告は二億円の支払を求めたものであるが、対第三者責任の場合においても対会社責任のケースと同様に取締役の責任軽減も考えられようが、対第三者責任では悪意または重過失が要件であり(会社法四二九条、特段の事由が認められない限り、責任軽減を考慮する必要はないものとする)。

註

- (1) 日本経済新聞 二〇一三年五月五日朝刊、三九頁。
- (2) 「武富士の責任を追及する全国会議」ブログ <http://blog.livedoor.jp/rakkeiui/>。
- (3) 日本経済新聞 二〇一三年三月二十九日朝刊、四二頁。創業家などへの配当金返還請求、会社更生手続き中のTFK(旧武富士)の管財

人が、株主だった創業家と関連法人に対し、配当金約一二九億四千万円の返還を求めた訴訟の判決で、東京地裁は二八日、請求を棄却した。管財人側は、武富士が顧客の過払い金を収益に計上して配当していたとして、利息制限法の上限を超える金利を原則否定した二〇〇六年の最高裁判決以降の七年三月期一〇年三月期について配当金の返還を求めていた。創業家および関連法人が多額の資産をなお有していることから、債権者による取締役の対第三者責任追及の途も可能であったが、通常の会社取締役の場合には対第三者責任による追及は希であると思われる。

- (4) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟1(第三版)』三二七頁(判例タイムズ社、二〇一一年)。
- (5) 最大判昭四四年一月二六日民集三三卷一一号二一五〇頁、判時五七八号三頁、判夕二四三三〇一七頁。
- (6) 最大判・前掲註(5)判例。
- (7) 東京高判昭和五六年五月二七日判時一〇〇九号二二五頁。
- (8) 東京高判平成七年一〇月二四日金判一〇〇六号一四頁。
- (9) 神崎克郎「会社の法令遵守と取締役の責任」曹時三四卷四号一五頁。吉原和志「法令違反行為と取締役の責任」法学六〇卷一号一六頁(東北大学)。
- (10) 最判平成二二年七月七日民集五四卷六号一七六七頁。
- (11) 近藤光男「取締役の経営上の過失と会社に対する責任」金法三二七二号一〇一頁。
- (12) 吉原・前掲註(9)論文・三五頁。
- (13) 吉川義春「取締役の第三者に対する責任」六三頁(日本評論社、一九八六年)。
- (14) 吉原・前掲註(9)書一七〜一九頁。
- (15) 龍田節「注釈会社法(6)」(上柳克郎他編)三二八〜三二九頁(有斐閣、一九八七年)。
- (16) 岡伸浩・島岡大雄「役員責任追及訴訟」島岡大雄ほか編「倒産と訴訟」二四五頁(商事法務、二〇一三年)。

- (17) 和田宗久「代表取締役等の内部システム構築・運用義務と対第三者責任」金判一二八三号九～一六頁。
- (18) 東京地判平成一九年五月三日金判二二六八号二二頁。評釈については、和田宗久・金判一二八三号九～一六頁、神吉正三・龍谷法学四三卷一号二八五～三一七頁、山野加代枝「取締役の対第三者責任と内部統制システム」阪南論集四四卷二号一〇三～一一五頁。
- (19) 和田・前掲註(17)書、一一頁。
- (20) 最一判平成二二年七月九日金判一三三二一号三六頁、一三三三〇号五五頁。
- (21) 佐藤丈文「会社法の内部統制システムと実務上の課題」岩原紳作
Ⅱ小松島志編『会社法施行五年理論と実務の現状と課題』五〇頁(有斐閣、二〇一一年)。

(いのうえ・たかや 東洋大学法学部教授)